

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

高齢者等地域見守りネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、災害発生時等の行動に援護を必要とする高齢者及び障がい者等（以下「要援護者」という。）が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民等との連携による「高齢者等地域見守りネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」という。）を旧6町に設置し、地域全体で要援護者を見守る体制を確立するとともに効果的な支援を行うことを目的とする。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 要援護者の見守り活動に関すること
- (2) その他、地域見守り活動の推進に関し必要と認められること

(組織)

第3条 会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者の中から対馬市社会福祉協議会長（以下「会長」という）が委嘱する。

- (1) 行政区の役員
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 老人クラブ
- (4) 自主防災組織
- (5) ボランティア
- (6) 介護サービス関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めたもの

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第7条 委員の費用弁償の額及び支給の方法は本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程並びに役職員等旅費支給規程に準じて費用弁償を行う。

(事務局)

第8条 ネットワーク会議の事務局は、対馬市社会福祉協議会本所及び支所に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年 2月 1日より施行する。

(委員会の特例)

2 ネットワーク会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。